

内共第二号	内共第一号	免許番号
吾妻川	笹内川	湖河沼川
イワナ ヤマメ アユ	アユ ヤマメ イワナ	魚種
種苗放流 産卵床造成	二千尾(一二キログラム)以上 一千尾(四キログラム)以上	増殖計画量の基準

青森県内水面漁場管理委員会
会長 濱田正隆

平成三十一年三月四日

第五種共同漁業権に係る平成三十一年度増殖計画量の基準は、次のとおりとする。

内水面漁場管理委員会

青森県内水面漁場管理委員会公示第二号

- 第五種共同漁業権に係る増殖計画量の基準……………
 ○コイの持ち出し禁止及び放流の制限等に関する委員会指示(同)………
- (海区漁業)
 (調整委員会)……………一
 (事務局)……………四

内水面漁場管理委員会
目次

平成三十一年 (月曜日)	号外第十一号
-----------------	--------

号	内共第十二号	内共第十号	内共第八号	内共第七号	内共第六号	内共第五号	内共第四号	内共第三号
・唐川 十三湖	神沼沼・明前渕・ セバト溜池	廻堰大	平滝沼	中村川	赤石川	川大童子	川追良瀬	内共第三号
ウダイ フナ	ワカサギ	フナ	コイ フナ	コイ フナ	アユ ヤマメ イワナ ウグイ	アユ ヤマメ イワナ ウグイ	アユ ヤマメ イワナ ウグイ	アユ ヤマメ イワナ ウグイ
種苗放流 産卵床造成	ふ化放流 上	種苗放流 五千尾(一〇キログラム)以上	種苗放流 六千尾(二二キログラム)以上	種苗放流 二万尾(四〇キログラム)以上	種苗放流 三千尾(八キログラム)以上	種苗放流 二千尾(四キログラム)以上	種苗放流 二千尾(二〇キログラム)以上	種苗放流 二千尾(一二キログラム)以上

号 内共第十六	号 内共第十五	号 内共第十四	号 内共第十三
川 浅瀬石	平川	岩木川	山田川
ヤマメ アユ	メ フナ カワヤツ カジカ イワナ ウグイ ヤマメ コイ メ	ウダイ カジカ カワヤツ アユ ヤマメ フナ ヤマメ コイ フナ	アユ ヤマメ フナ アユ ヤマメ コイ
種苗放流 五千尾 (四〇キログラム) 以上	種苗放流 一千尾 (二キログラム) 以上 種苗放流 二千尾 (四キログラム) 以上 産卵床造成 一箇所以上	種苗放流 六千尾 (一一キログラム) 以上 種苗放流 一万五千尾 (三〇キログラム) 以 産卵床造成 九箇所以上	種苗放流 六万四千尾 (三八四キログラム) 以 種苗放流 一万六千尾 (三三キログラム) 以 上
種苗放流 二万尾 (三〇キログラム) 以上	種苗放流 一万尾 (六〇キログラム) 以上 種苗放流 四千尾 (八キログラム) 以上 種苗放流 一万二千尾 (二四キログラム) 以 产卵床造成 一箇所以上	種苗放流 六千尾 (一一キログラム) 以上 種苗放流 一万五千尾 (三〇キログラム) 以 産卵床造成 九箇所以上	種苗放流 六万四千尾 (三八四キログラム) 以 種苗放流 一万六千尾 (三三キログラム) 以 上

号 内共第二十	号 内共第二十	号 内共第十九	号 内共第十八	号 内共第十七
蟹田川	今別川	増川川	溜池	旧十川
ウダイ イワナ コイ イワナ ヤマメ アユ	アユ ヤマメ ヤマメ アユ	アユ ヤマメ ヤマメ アユ	コイ フナ フナ コイ	コイ ヤマメ ヤマメ コイ
種苗放流 二万尾 (三〇キログラム) 以上	種苗放流 八千尾 (一六キログラム) 以上 種苗放流 一万尾 (二〇キログラム) 以上	種苗放流 五千尾 (三〇キログラム) 以上 種苗放流 五千尾 (二〇キログラム) 以上	種苗放流 二千尾 (四キログラム) 以上 種苗放流 一万六千尾 (三三キログラム) 以 上	種苗放流 四万尾 (八〇キログラム) 以上 種苗放流 五千尾 (一〇キログラム) 以上
種苗放流 三千尾 (六キログラム) 以上	種苗放流 一万三千尾 (二六キログラム) 以 上	種苗放流 五千尾 (一〇キログラム) 以上	種苗放流 五千尾 (一〇キログラム) 以上	種苗放流 五百尾 (一キログラム) 以上
種苗放流 三千尾 (六キログラム) 以上	種苗放流 二千尾 (六〇キログラム) 以上	種苗放流 二千尾 (六〇キログラム) 以上	種苗放流 二千尾 (六〇キログラム) 以上	種苗放流 上

二号 内共第三十	一号 内共第三十	九号 内共第二十	八号 内共第二十	六号 内共第二十	五号 内共第二十	四号 内共第三十	三号 内共第三十
野牛川	大畠川	川易国間	目滝川	川内川	川野辺地	川合子沢	川ヤマメ
ウナギ	コイ イワナ イワナ ウゲイ	アユ ヤマメ ヤマメ アユ	アユ ヤマメ ヤマメ ウゲイ	アユ ヤマメ ヤマメ アユ	アユ ヤマメ ヤマメ ウゲイ	アユ ヤマメ ヤマメ ウゲイ	アユ ヤマメ ヤマメ ウゲイ
種苗放流	種苗放流	種苗放流	種苗放流	種苗放流	種苗放流	種苗放流	種苗放流
四百尾(八キログラム)以上	一万尾(二〇キログラム)以上	五千尾(三〇キログラム)以上	二千尾(四〇キログラム)以上	一千尾(一〇キログラム)以上	六千尾(一一キログラム)以上	二千尾(二〇キログラム)以上	二千尾(三〇キログラム)以上
産卵床造成	産卵床造成	産卵床造成	産卵床造成	産卵床造成	産卵床造成	産卵床造成	産卵床造成
二箇所以上	二箇所以上	三箇所以上	五箇所以上	六箇所以上	二十箇所以上	三十箇所以上	二十箇所以上
種苗放流	種苗放流	種苗放流	種苗放流	種苗放流	種苗放流	種苗放流	種苗放流
八千尾(一六キログラム)以上	八千尾(一六キログラム)以上	八千尾(二四キログラム)以上	八千尾(二四キログラム)以上	二万尾(四〇キログラム)以上	二万尾(四〇キログラム)以上	三万尾(六〇キログラム)以上	三万尾(六〇キログラム)以上
内共第二十	内共第二十	内共第二十	内共第二十	内共第二十	内共第二十	内共第二十	内共第二十
野内川	野内川	野内川	野内川	野内川	野内川	野内川	野内川

一号 内共第四十	九号 内共第三十	七号 内共第三十	六号 内共第三十	五号 内共第三十	四号 内共第三十	三号 内共第三十	二号 内共第三十
切川・沼花	湖内小川原	沼田市柳	高瀬川	老部川	老部川	左京沼	大沼
ウゲイ	ウナギ フナ	コイ ワカサギ	コイ ワカサギ	アユ ヤマメ ヤマメ ウゲイ	アユ ヤマメ ヤマメ ウゲイ	コイ ワカサギ エビ	コイ ウナギ ワカサギ エビ
種苗放流	種苗放流	種苗放流	種苗放流	種苗放流	種苗放流	種苗放流	種苗放流
二千尾(四〇キログラム)以上	上	五千尾(一〇キログラム)以上	五千尾(一〇キログラム)以上	六千尾(一一キログラム)以上	六千尾(一一キログラム)以上	二千尾(二〇キログラム)以上	二千尾(三〇キログラム)以上
産卵床造成	産卵床造成	産卵床造成	産卵床造成	産卵床造成	産卵床造成	産卵床造成	産卵床造成
三千箇所以上	二箇所以上	二箇所以上	二十箇所以上	二十箇所以上	三十箇所以上	三十箇所以上	二十箇所以上
種苗放流	種苗放流	種苗放流	種苗放流	種苗放流	種苗放流	種苗放流	種苗放流
二千尾(四〇キログラム)以上	上	五百尾(八キログラム)以上	五百尾(八キログラム)以上	一千尾(二キログラム)以上	一千尾(二キログラム)以上	四百尾(八キログラム)以上	二千尾(四〇キログラム)以上
産卵床造成	産卵床造成	産卵床造成	産卵床造成	産卵床造成	産卵床造成	産卵床造成	産卵床造成
三箇所以上	二箇所以上	二箇所以上	二十箇所以上	二十箇所以上	三十箇所以上	三十箇所以上	二十箇所以上

内共第四十 六号	内共第四十 川 新井田	馬淵川	葛沼	神川 川・明	奥入瀬	七戸川	戸川 川・七	砂土路 エビ ワカサギ	産卵床造成 三箇所以上				
アユ	アユ ウゲイ イワナ ウナギ コイ ヤマメ アユ	ヒメマス ス	コイ イワナ ニジマス ウナギ ウゲイ サクラマ	種苗放流 種苗放流 種苗放流 種苗放流 種苗放流 種苗放流	三千尾（六〇キログラム）以上 一万尾（二〇キログラム）以上 五千尾（一〇キログラム）以上 四百尾（八キログラム）以上 二十五箇所以上	種苗放流 種苗放流 種苗放流 種苗放流 種苗放流 種苗放流	八万尾（四八〇キログラム）以上 十二万八千尾（二五六キログラム）以上 （二〇キログラム）以上	種苗放流 種苗放流 種苗放流 種苗放流 種苗放流 種苗放流	一万尾（二〇キログラム）以上 五千尾（一〇キログラム）以上 一万尾（二〇キログラム）以上				
上	種苗放流 種苗放流 種苗放流 種苗放流 種苗放流 種苗放流	五号 内共第四十 四号	種苗放流 種苗放流 種苗放流 種苗放流 種苗放流 種苗放流	五千尾（二二八キログラム）以上 八千尾（一六キログラム）以上 八千尾（一六キログラム）以上 八千尾（一六キログラム）以上 八千尾（一六キログラム）以上 八千尾（一六キログラム）以上	内共第四十 内共第四十 内共第四十 内共第四十 内共第四十 内共第四十	馬淵川	葛沼	神川 川・明	奥入瀬	七戸川	戸川 川・七	砂土路 エビ ワカサギ	産卵床造成 三箇所以上

青森県内水面漁場管理委員会指示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第一百三十条第四項の規定により、水産動植物の保護を図るため、本県内のコイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）の取扱いについて、次のとおり指示する。

平成三十一年三月四日

青森県内水面漁場管理委員会
会長 濱田正隆

一 指示の内容

1 コイの持ち出しの禁止

県内の公共用水面及びこれと連接一体を成す水面（以下「公共用水面等」という。）において、コイがコイヘルペスウイルス病にかかり又はかかっている疑いがあるとして知事が定めた水域（水面に設置した工作物等により、コイの遡上が考えられず、制限する必要がないと判断される上流域を除く。以下「指定水域」という。）においては、青森県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」とい

農内共第一 号	十和田 湖・奥 入瀬川	ヒメマス サクラマ ス（陸封）	ヤマメ コイ フナ イワナ ウゲイ
		種苗放流 種苗放流 種苗放流	種苗放流 種苗放流 種苗放流
		七十万尾以上 一万尾以上 五千尾以上	四万尾（八〇キログラム）以上 二箇所以上 三箇所以上

う。）が承認した場合を除き、コイを持ち出してはならない。

なお、指定水域については、青森県知事が別途定め、速やかに公表するものとする。

ただし、公的機関が試験研究や検査に供する場合は、この限りではない。

2 放流等の制限

公共用水面等において、コイを放流する場合には、放流用のコイが次に掲げる要件のいずれにも該当するコイでなければ、放流してはならない。ただし、採捕したコイをその場で再び放流する場合及び委員会が承認した場合は、この限りではない。

- (一) コイヘルペスウイルス病の発生が確認された水面に生息していたコイでないこと。
- (二) コイヘルペスウイルス病の発生が確認された水面に生息し、又は生息していたコイと水を介しての接触がないこと。
- (三) PCR検査（ポリメラーゼ連鎖反応法による検査をいう。）でコイヘルペスウイルス陰性が確認されたコイであること。

3 遺棄の禁止

生死を問わず、公共用水面等にコイを遺棄してはならない。

二 指示期間

平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

(発行所
青森市長・島
一丁人)
森目一番一
県号

(印刷所
青森市第二
東奥印刷株式会社
間屋町三丁目
人)

定価小口一枚二付十五円四十四銭
毎週月・水・金曜日発行